

宿泊施設を運営される皆様

## 京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置 に関する規則の一部改正について

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する規則の一部について、令和2年5月に改正しました。

今回の改正は、旅館業における衛生等管理要領等について（令和元年9月19日付け生食発0919第8号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知別添3）により、水質基準等に関する指針が改正されたことを受け、下記のとおり共用の入浴施設における浴槽水の消毒方法や水質検査の一部を変更するものです。

入浴施設を安心して利用できるよう、貴施設の衛生管理について今一度御確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 改正内容

(1) 浴槽水の消毒方法について、遊離残留塩素濃度の基準の変更

(新) おおむね 0.4mg/L (旧) 0.2mg/L～0.4mg/L

(2) 浴槽水の消毒方法として、従来の塩素消毒に加え、モノクロラミンによる消毒（濃度：おおむね 3mg/L）を新たに追加

(3) 有機物の指標として、従来の過マンガン酸カリウムの消費量から、より精度の高い全有機炭素（TOC）の量に変更。ただし、全有機炭素の量が測定し難い場合※にあつては、過マンガン酸カリウムの消費量を測定することとした。

〔※ 浴槽水の衛生管理に必要な塩素系消毒剤として、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を使用する場合、イソシアヌル酸自体が有機物であり、汚れ由来の有機物を正確に測定できないため。〕

#### 2 施行日

令和2年5月1日

問合せ先：京都市医療衛生センター

宿泊施設監視指導担当

T E L : 0 7 5 - 5 8 5 - 5 6 5 3